

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先のみなさまや価値創造を図る事業者のみなさまとの連携・「共存同栄」を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の「共存同栄」と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との「共存同栄」の構築を目指します。

(個別項目)

○ 企業間の連携

当金庫は創業から事業承継まで一貫した本業支援を通じて、事業者のみなさまの経営課題解決に取り組めます。行政・公的機関・教育機関等のさまざまなステークホルダーとの連携や、スキームを活用し幅広い支援体制を構築します。

また、当金庫取引先で構成している異業種交流組織のネットワークを通じた積極的なマッチング支援など、地域のイノベーション促進に取り組めます。

○ IT 実装支援

IT 導入に取り組む事業者のみなさまに対して、各種セミナー開催等を通じて有益な補助金や助成金の情報提供、申請支援を通じて具体的な導入支援を行います。

○ 専門人材マッチング

さまざまなスキームを活用して、事業者のみなさまに幅広く専門人材とのマッチング機会を創出し経営課題の解決につなげます。

○ グリーン化の取組

脱炭素に向けて取り組みを始める事業者のみなさまには、CO2 可視化サービスを提携事業者と連携してサポートいたします。また、経済産業省「省エネルギー設備投資利子補給金」の指定金融機関として、脱炭素に向けて取り組む事業者のみなさまを支援します。

○ 健康経営に関する取組

当金庫自ら率先垂範して健康経営に取り組み、その取り組み内容を発信し、地域事業者のみなさまへ健康経営に係るノウハウを提供します。

○ BCP/事業継続計画

当金庫は、事業者のみなさまが災害等の緊急時にも安定した事業運営を継続できるよう、事業者のみなさまの BCP（事業継続計画）の策定支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当金庫は経営理念である「共存同栄」の実現に向けて、事業者のみなさま・行政・公的機関・教育機関等、地域のみなさまと幅広く連携し地域経済の持続的な発展に取り組んでまいります。

2026 年 1 月 1 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

三島信用金庫

理事長 高嶋 正芳